

# 令和7年度第1回北上市地域公共交通会議

日時：令和7年5月27日（火）午前11時

場所：江釣子地区交流センター3階会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

- (1) 北上市地域公共交通計画の策定方針（案）について（資料No.1）
- (2) 令和8年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について（資料No.2）
- (3) 監事について（資料No.3）

### 4 そ の 他

共創モデル実証運行事業について（資料No.4）

### 5 閉 会



# (仮称)北上市地域公共交通計画 の策定方針（案）について

**令和7年度第1回北上市地域公共交通会議**

**令和7年5月27日**

## 公共交通のマスタープラン

- ・「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープラン(ビジョン+事業)としての役割を果たすもの。
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく**法定計画**で、同法第6条の「地域公共交通会議(法定協議会)」と協議して策定するもの。
- ・まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載するもの。

## 次期計画の策定

- ・令和3年度に策定した「北上市地域公共交通計画」が令和7年度で計画期間が終了することから「次期北上市地域公共交通計画」を策定するもの。

## 2. はじめに（現行の計画）（1）

### 北上市地域公共交通計画

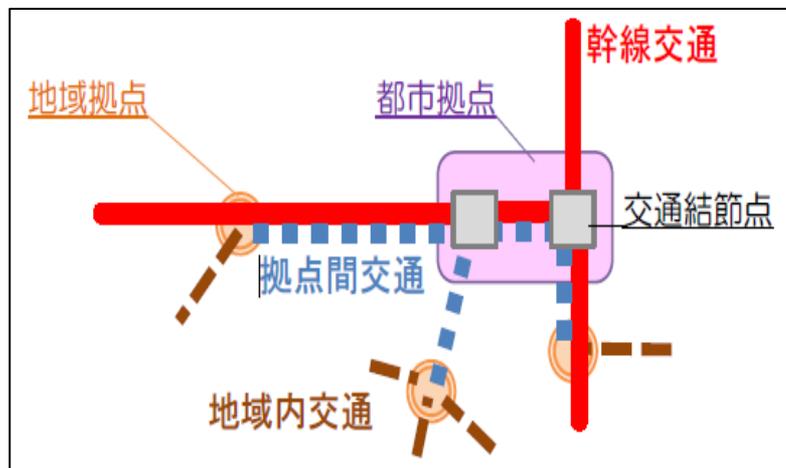
計画期間 令和4年度～令和7年度（R6.3一部改訂）

計画区域 北上市全域

### 目指すべき地域公共交通ネットワークの姿

10年後も暮らしに寄り添う持続可能な公共交通ネットワーク

- ・都市全体を支える「都市拠点」と生活を支える「地域拠点」を結ぶ
- ・住み慣れた地域に住み続けることができる
- ・地域間の交流や連携を促す



幹線交通	都市の骨格を形成する路線（便数が一定数あり、広域を結ぶ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR線</li> <li>・岩手県交通(株)</li> </ul>
拠点間交通	各地域拠点と都市拠点を結ぶ路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県交通(株)</li> <li>・おに丸号（コミュニティバス）</li> </ul>
地域内交通	各世帯から地域拠点への移動を担う（主に中山間地の輸送を担う）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシー</li> <li>・自家用有償運送</li> <li>・互助による輸送</li> </ul>

## 2. はじめに（現行の計画）（2）

### 主要事業

戦略	主要事業	実施状況(主なもの)
①幹線・拠点間交通ネットワークの維持	・公共交通事業者支援事業	公共交通人材確保のため、従業員の第二種免許取得に要する費用を負担する交通事業者に補助金を交付
	・拠点間交通確保事業	コミュニティバス相去線を運行開始(R6.4から) コミュニティバス口内線で平日毎日運行開始(R7.4から)
	・幹線交通補助事業	フィーダー補助制度等を活用して幹線交通を補助
	・広域路線連携事業	岩手花巻空港シャトルバス運行事業者に補助金を交付
	・JR北上線利用促進事業	JR北上線全線開通100周年記念イベント開催
②協働型地域内交通の強化	・地域内交通確保事業	地域内交通運行補助(和賀町、稲瀬、相去、口内地区) 互助輸送事業補助(黒岩、江釣子地区)
	・地域交通サポート事業	コミュニティバス相去線を運行のため相去地区と複数回協議
	・地域交通アドバイザー制度	会議の開催(R4年1回、R5年1回、R6年1回、R7年1回予定) 地域勉強会への派遣
③公共交通の価値を高める	・幹線交通ICT化の推進	バスロケーションシステム導入(R4から)
	・新交通システム創造事業	自動運転車試乗イベント開催(R7.8~11月頃実施予定)
	・公共交通利用促進事業	バスの乗り方教室(R5・6江釣子保育園) JR北上線小学生乗車体験(R6江釣子学童保育所) JR北上線乗車体験(R7横川目こども園・和賀西小・笠松小で実施予定)

### 補助事業

千円

戦 略	主要事業	R4	R5	R6	R7(予定)	
①幹線・拠点間交通ネットワークの維持	・公共交通事業者支援事業	-	458 (4名分)	1,210 (9名分)	現時点で申請無	
	・拠点間交通確保事業	36,283 (6路線)	38,330 (6路線)	49,304 (7路線)	55,370 (7路線)	
	・幹線交通補助事業	横川目線	10,909	9,309	9,609	
		石鳥谷線	18,392	7,654	7,570	
		北上金ヶ崎線	5,780	13,424	-	-
		成田線	2,456	2,321	2,135	
・広域路線連携事業	7,358	7,358	9,500	9,500		
②協働型地域内交通の強化	・地域内交通確保事業	4,880 (6地区)	4,891 (6地区)	5,023 (6地区)	4,993 (6地区)	

### ① 基本的な方針

・現状診断・地域交通が目指すべき姿・計画目標

### ② 計画の区域、計画期間

### ③ 施策・事業

・施策の内容・実施主体・実施スケジュール

### ④ KPI

### ⑤ PDCAスケジュール

**参考** 地域の現状等・上位・関連計画の整理

### ① 基本的な方向性

- ・人口減少・少子化・高齢化社会を念頭に、  
**持続可能な公共交通ネットワークを確立し、今ある資源を有効に活用し、公共交通の維持・強化を図る**
- ・幅広い世代への利用促進を図るため、ICT化による利便性向上・情報化の推進のほか、運行性能の向上や利便性の高い企画券の検討などを行う。

### ② 計画の区域

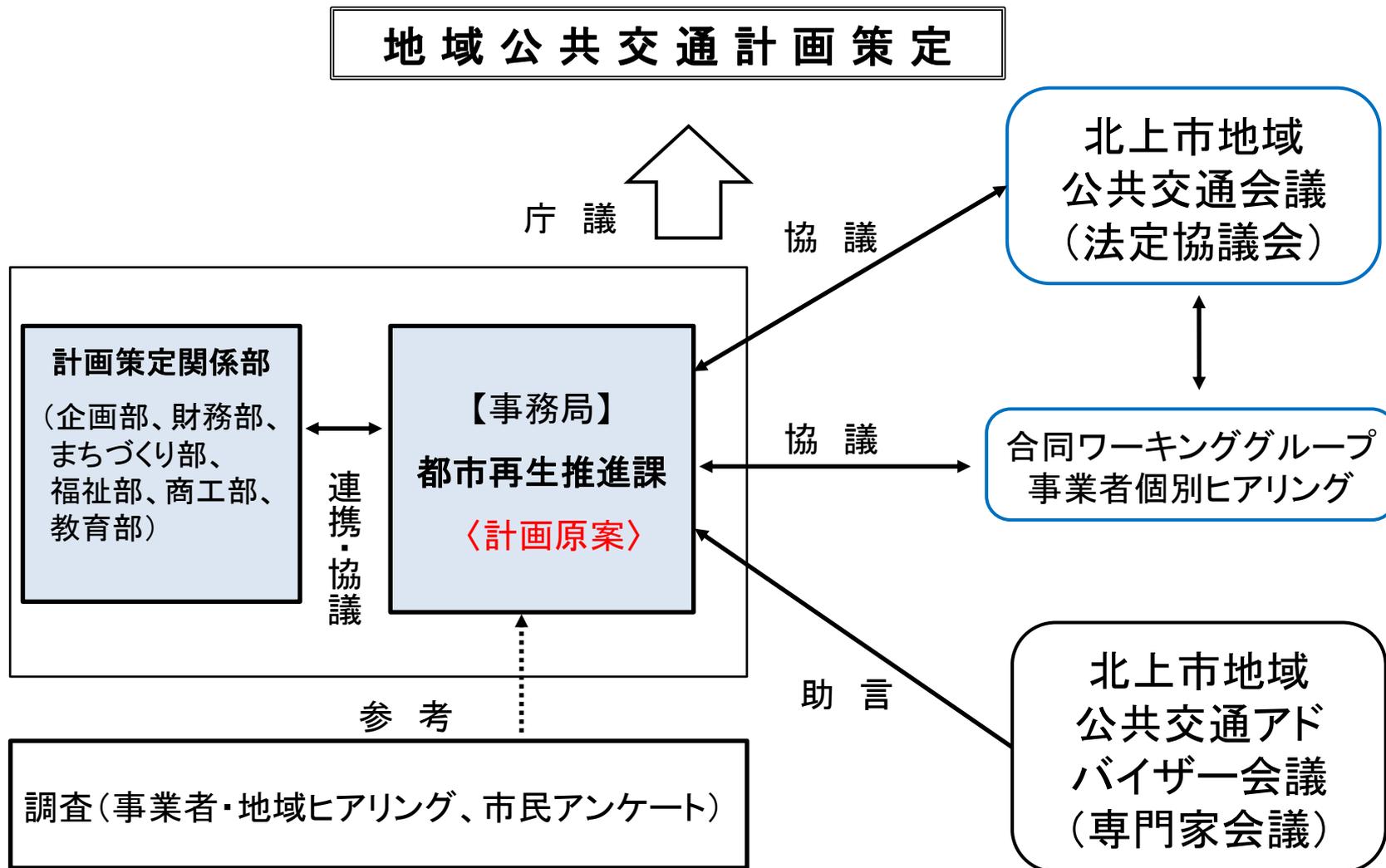
北上市全域

### ③ 計画期間

令和8年4月から令和13年3月までの5年間

### ④ 策定時期

令和8年3月



## 6. 計画策定スケジュール

5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回地域公共交通会議 (計画方針)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画方針</li> <li>庁議</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査 利用実態調査 地域等ヒアリング 事業者ヒアリング 市民アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素案検討、作成 地域の現状や公共交通の概況等の整理 上位・関連計画、関連事業等の整理 現行計画の評価検証 公共交通の現状、問題点・課題の整理 計画の基本方針・目標の検討 目標の実現のための施策・事業の検討 事業の進捗管理・評価方法等の検討</li> </ul>
7月		
8月		
9月		
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通アドバイザー会議 (専門家意見聴取)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素案とりまとめ</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回地域公共交通会議 (素案協議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画素案</li> <li>三役協議</li> </ul>
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会全員協議会</li> <li>パブリックコメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長決裁</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回地域公共交通会議 (成案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議</li> <li>計画策定</li> </ul>

令和7年6月 日

(名称) 北上市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本申請に係る系統（横川目線）は、市の中心部から国道107号を西に運行するルートを通る路線であり、北上市地域公共交通計画においては、都市の骨格となる「幹線交通」及び中心市街地と沿線の郊外地域を結ぶ「拠点間交通」に位置付けている。

令和3年度に実施した乗降調査では、通勤・通学・通院・買い物と多目的に利用されており、市民生活に密着した重要な路線となっている。

平成24年2月から本事業費補助を活用し「北上駅～藤根十文字」間の30分等間隔ダイヤでの運行を実施することにより、利便性の向上を図ってきた。また、令和2年11月からは、中心市街地に移転開設した大規模病院に乗り入れ、沿線住民のニーズに応える路線となっている。

令和5年4月1日にダイヤ改正を行い、運転士不足により従来の30分間隔から概ね1時間間隔へ減便となったが、北上市内では引き続き最も便数が多く利便性の高い路線であり、沿線の郊外地域においては生活に欠かすことのできない路線である。

横川目線の存在により、住民は住み慣れた地域に安心して住み続けられるようになっており、市が目指すまちの将来像「あじさい都市きたかみ」の実現のため、非常に重要な事業となっている。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

北上市地域公共交通計画においては、「公共交通を守る」ことを基本目標の1つとして掲げており、「公共交通利用者数（市内を運行するバスの総利用者数）574,000人（令和6年度）」を目標達成の指標としている。

横川目線についても、同様の目標値を設定していたが、令和5年4月1日のダイヤ改正により便数が概ね4割減となったことを鑑み、実態に即した見直しを行う。

令和5年度（R5.10～R6.9）の利用者数が154,067人であり、コロナによる利用者数の落ち込みが底を打ったことから、本事業の目標は前年の利用者数とする。

項目	令和8年度 R7.10～R8.9	令和9年度 R8.10～R9.9	令和10年度 R9.10～R10.9
横川目線利用者数	154,000人	154,000人	154,000人

### (2) 事業の効果

市では、都市を構成する地域コミュニティが連携するまちづくりを目指しているところであるが、利便性の高い幹線交通の実現によって、中心市街地と地域、地域と地域の活発な交流・密な連携につながることから、本事業の実施は市のまちづくりに大いに寄与する。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

<p>(1) 北上済生会病院～横川目間を概ね1時間間隔で運行し、時刻表がなくても安心して利用ができる、利便性の高い拠点間交通を構築する。</p> <p>(2) 補助対象地域間幹線系統である、石鳥谷線との接続を維持する。</p> <p>(3) 起終点である北上駅前及び済生会病院内、交通結節点であるまちなかターミナルにおいて待合室等を配置し、乗り継ぎの利便性の高めるとともに、リアルタイム対応のバスロケーションシステムを運用し、利用者に快適な待合環境を提供する。</p> <p>(4) 新規利用者の獲得や利用者の増加に向けて、利用促進事業、運賃助成事業に取り組む。</p>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</b></p>
<p>別添「表1」のとおり</p>
<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b></p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る横川目線について、その運行に係る費用総額54,107,129円のうち、北上市から運行事業者への補助金額については、運行事業者が、全体事業費から国庫補助金を差し引いた分を負担することとしている。</p> <p>ただし、運行事業者と北上市で締結した協定に基づき、全体事業費から国庫補助金を差し引いた額が、平成22年度横川目線運行実績における経常損益額を上回った分については、北上市が負担することとしている。</p>
<p><b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施</li> <li>・乗降調査（ICカードの利活用を含む）</li> </ul>
<p><b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</b></p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p><b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b></p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p><b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b></p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

北上市地域公共交通会議では、年間2～4回会議を開催している。

令和6年度は、地域内フィーダー系統確保維持計画、コミュニティバスの経路変更等について協議を行った。

会議には、市民代表者、交通事業者、施設管理者、国・県・市の道路管理者、教育、商工、福祉部局など幅広いメンバーが集まり、毎回様々な視点から意見が出され、その後の施策の検討、展開に大きく寄与している。

## 【令和6年度 開催状況】

○令和6年6月 北上市地域公共交通会議（書面開催）

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について

当会議で、令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得た。

○令和6年9月26日 第1回北上市地域公共交通会議

- ・北上市地域公共交通会議規約改正について
- ・運賃分科会の設置について

当会議で、上記議題について承認を得た。

○令和7年1月22日 第2回北上市地域公共交通会議

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- ・地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）の事業評価について
- ・医療法人社団敬和会の自家用有償旅客運送更新登録について
- ・区間運行の廃止について
- ・おに丸号口内線ダイヤ改正について

当会議で、上記議題について承認を得た。

## 【令和7年度 開催状況】

○令和7年5月27日 第1回北上市地域公共交通会議

- ・地域公共交通計画の策定について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

当会議には市内の自治組織、老人クラブ等の代表者が構成員となり協議に加わっていることから、一定程度の意見は反映されていると認識している。

## 20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

## 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

（2）交通手段の検討状況

※該当なし

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 岩手県北上市上江釣子 17-201-1

（所 属） 都市整備部都市再生推進課

（氏 名） 阿部 裕樹

（電 話） 0197-72-8312

（e-mail） [hiroki1562@city.kitakami.iwate.jp](mailto:hiroki1562@city.kitakami.iwate.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往16.2km 復16.2km	365日	4448.0回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
	岩手県交通株式会社	(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	239日	358.5回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往16.2km 復16.2km	365日	4467.0回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
	岩手県交通株式会社	(2) 横川目線 北上駅前～藤根十字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	241日	361.5回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往16.2km 復16.2km	365日	4473.0回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
	岩手県交通株式会社	(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	241日	361.5回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	北上市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	60,916
交通不便地域等	3,144

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,144人	北上市和賀町横川目・堅川目地区(旧横川目村)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
北上市地域公共交通計画	令和4年3月28日	令和4年度

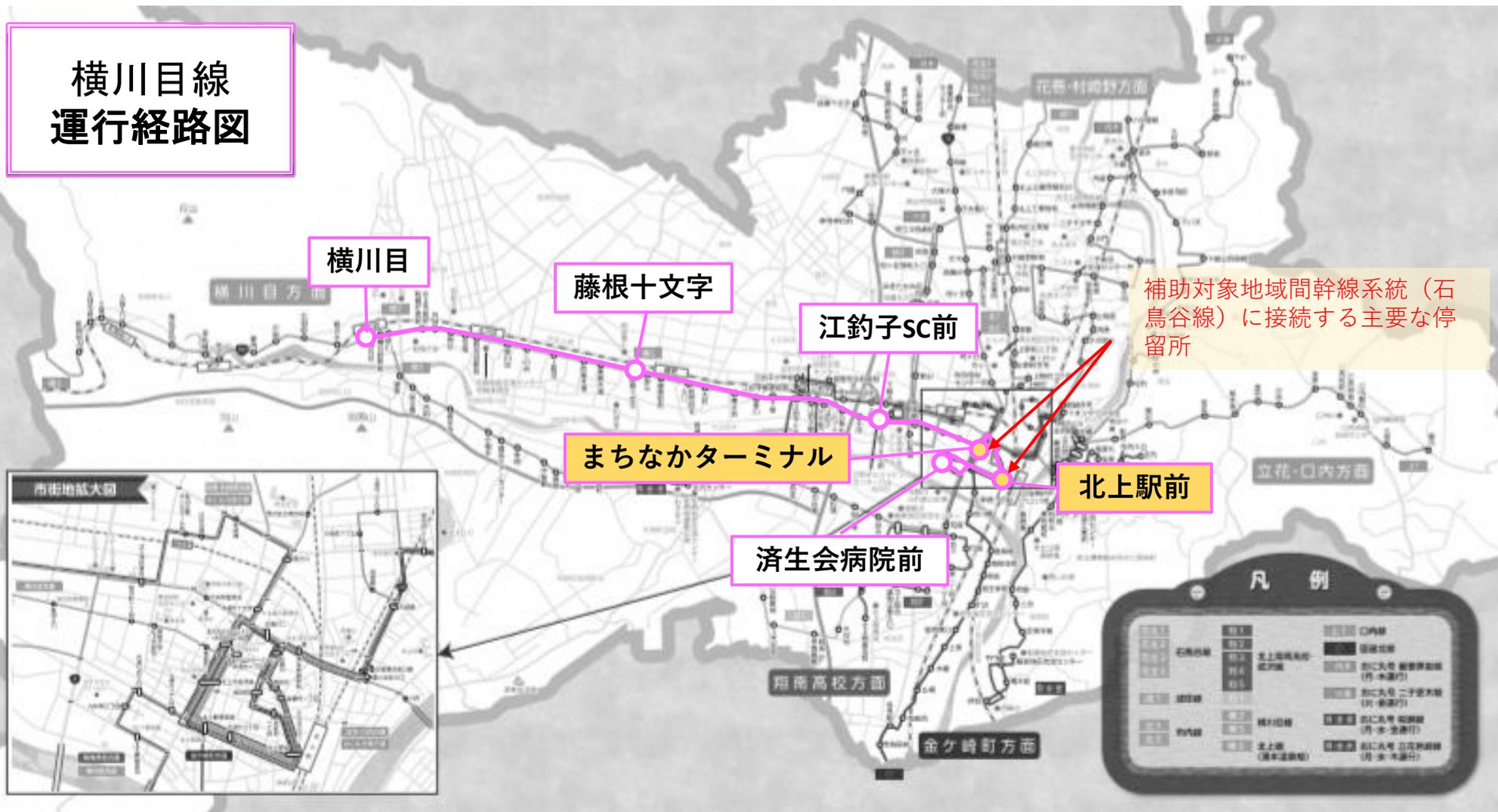
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 横川目線 運行経路図



- ・ 北上駅前～横川目 14.8km
- ・ 済生会病院前～横川目 16.2km
- ・ 北上駅前～藤根十文字 9.4km

横川目線 バス時刻表 (平日用)

2023年10月1日運賃改定

- 横2 北上駅前～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字～横川目
- 横3 北上済生会病院～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字～横川目 (平日のみ運行)
- 横5 北上駅前～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字

北上済生会病院 → 北上駅前(1d) → 江釣子ショッピングセンター → 江釣子 → 藤根十文字 → 横川目																			
北上管内 バス路線 系統番号	系統番号	横2	横2	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横5	横3	横2	横2	横2	横2
北上済生会病院			7:55	8:25	8:55	9:55	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25			15:25					
170 北上警察署前			7:55	8:25	8:55	9:55	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25			15:25					
170 九年橋二丁目			7:56	8:26	8:56	9:56	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26			15:26					
170 北上郵便局前			7:57	8:27	8:57	9:57	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27			15:27					
170 大通り二丁目			7:58	8:28	8:58	9:58	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28			15:28					
170 北上駅前(1d)	<b>7:00</b>	<b>7:30</b>	<b>8:00</b>	<b>8:30</b>	<b>8:00</b>	<b>10:00</b>	<b>10:30</b>	<b>11:30</b>	<b>12:30</b>	<b>13:30</b>	<b>14:30</b>	<b>15:00</b>	<b>15:30</b>	<b>16:30</b>	<b>17:30</b>	<b>18:30</b>	<b>19:20</b>		
170 青柳町一丁目	7:01	7:31	8:01	8:31	9:01	10:01	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:01	15:31	16:31	17:31	18:31	19:21		
170 諏訪町	7:02	7:32	8:02	8:32	9:02	10:02	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:02	15:32	16:32	17:32	18:32	19:22		
170 花園町	7:03	7:33	8:03	8:33	9:03	10:03	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:03	15:33	16:33	17:33	18:33	19:23		
170 花園町二丁目	7:04	7:34	8:04	8:34	9:04	10:04	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:04	15:34	16:34	17:34	18:34	19:24		
170 新設町	<b>7:05</b>	<b>7:35</b>	<b>8:05</b>	<b>8:35</b>	<b>9:05</b>	<b>10:05</b>	<b>10:35</b>	<b>11:35</b>	<b>12:35</b>	<b>13:35</b>	<b>14:35</b>	<b>15:05</b>	<b>15:35</b>	<b>16:35</b>	<b>17:35</b>	<b>18:35</b>	<b>19:25</b>		
170 新設町	7:06	7:36	8:06	8:36	9:06	10:06	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:06	15:36	16:36	17:36	18:36	19:26		
220 専修大学北上高校前	7:07	7:37	8:07	8:37	9:07	10:07	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:07	15:37	16:37	17:37	18:37	19:27		
220 鯉沼町一丁目	7:07	7:37	8:07	8:37	9:07	10:07	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:07	15:37	16:37	17:37	18:37	19:27		
250 有田入口	7:08	7:38	8:08	8:38	9:08	10:08	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:08	15:38	16:38	17:38	18:38	19:28		
310 島海柳	7:09	7:39	8:09	8:39	9:09	10:09	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:09	15:39	16:39	17:39	18:39	19:29		
320 江釣子中学校口	<b>7:10</b>	<b>7:40</b>	<b>8:10</b>	<b>8:40</b>	<b>9:10</b>	<b>10:10</b>	<b>10:40</b>	<b>11:40</b>	<b>12:40</b>	<b>13:40</b>	<b>14:40</b>	<b>15:10</b>	<b>15:40</b>	<b>16:40</b>	<b>17:40</b>	<b>18:40</b>	<b>19:30</b>		
320 土川	7:11	7:41	8:11	8:41	9:11	10:11	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:11	15:41	16:41	17:41	18:41	19:31		
320 五条丸	7:12	7:42	8:12	8:42	9:12	10:12	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:12	15:42	16:42	17:42	18:42	19:32		
320 江釣子中学校口	7:13	7:43	8:13	8:43	9:13	10:13	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:13	15:43	16:43	17:43	18:43	19:33		
320 江釣子駅前	<b>7:14</b>	<b>7:44</b>	<b>8:14</b>	<b>8:44</b>	<b>9:14</b>	<b>10:14</b>	<b>10:44</b>	<b>11:44</b>	<b>12:44</b>	<b>13:44</b>	<b>14:44</b>	<b>15:14</b>	<b>15:44</b>	<b>16:44</b>	<b>17:44</b>	<b>18:44</b>	<b>19:34</b>		
320 江釣子十文字	7:15	7:45	8:15	8:45	9:15	10:15	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:15	15:45	16:45	17:45	18:45	19:35		
320 下宿	7:16	7:46	8:16	8:46	9:16	10:16	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:16	15:46	16:46	17:46	18:46	19:36		
320 妻川	7:16	7:46	8:16	8:46	9:16	10:16	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:16	15:46	16:46	17:46	18:46	19:36		
360 東大坊	7:17	7:47	8:17	8:47	9:17	10:17	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:17	15:47	16:47	17:47	18:47	19:37		
360 大坊	7:18	7:48	8:18	8:48	9:18	10:18	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:18	15:48	16:48	17:48	18:48	19:38		
370 佐野住宅入口	7:18	7:48	8:18	8:48	9:18	10:18	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:18	15:48	16:48	17:48	18:48	19:38		
380 藤根駅前	<b>7:19</b>	<b>7:49</b>	<b>8:19</b>	<b>8:49</b>	<b>9:19</b>	<b>10:19</b>	<b>10:49</b>	<b>11:49</b>	<b>12:49</b>	<b>13:49</b>	<b>14:49</b>	<b>15:19</b>	<b>15:49</b>	<b>16:49</b>	<b>17:49</b>	<b>18:49</b>	<b>19:39</b>		
380 野中	7:20	7:50	8:20	8:50	9:20	10:20	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:20	15:50	16:50	17:50	18:50	19:40		
380 藤根十文字	<b>7:21</b>	<b>7:51</b>	<b>8:21</b>	<b>8:51</b>	<b>9:21</b>	<b>10:21</b>	<b>10:51</b>	<b>11:51</b>	<b>12:51</b>	<b>13:51</b>	<b>14:51</b>	<b>15:21</b>	<b>15:51</b>	<b>16:51</b>	<b>17:51</b>	<b>18:51</b>	<b>19:41</b>		
410 東春木場	7:22	7:52	8:22	8:52	9:22	10:22	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:22	15:52	16:52	17:52	18:52	19:42		
430 西春木場	7:23	7:53	8:23	8:53	9:23	10:23	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:23	15:53	16:53	17:53	18:53	19:43		
430 上長沼	7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	10:24	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:24	15:54	16:54	17:54	18:54	19:44		
450 二の台	7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	10:24	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:24	15:54	16:54	17:54	18:54	19:44		
450 堅川目	7:25	7:55	8:25	8:55	9:25	10:25	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:25	15:55	16:55	17:55	18:55	19:45		
450 堅川目駅前	7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	10:26	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:26	15:56	16:56	17:56	18:56	19:46		
460 空塚	7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	10:26	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:26	15:56	16:56	17:56	18:56	19:46		
470 駒込	7:27	7:57	8:27	8:57	9:27	10:27	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:27	15:57	16:57	17:57	18:57	19:47		
500 門神	7:28	7:58	8:28	8:58	9:28	10:28	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:28	15:58	16:58	17:58	18:58	19:48		
500 北上市役所和算庁舎前	7:29	7:59	8:29	8:59	9:29	10:29	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:49		
500 蛭川	7:29	7:59	8:29	8:59	9:29	10:29	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:49		
500 横川目駅前	7:29	7:59	8:29	8:59	9:29	10:29	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:49		
500 横川目	<b>7:30</b>	<b>8:00</b>	<b>8:30</b>	<b>9:00</b>	<b>9:30</b>	<b>10:30</b>	<b>11:00</b>	<b>12:00</b>	<b>13:00</b>	<b>14:00</b>	<b>15:00</b>	<b>16:00</b>	<b>17:00</b>	<b>18:00</b>	<b>19:00</b>	<b>19:50</b>			

横川目 → 藤根十文字 → 江釣子 → 江釣子ショッピングセンター → 北上駅前 → 北上済生会病院																			
横川目 バス路線 系統番号	系統番号	横5	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横5	横2	横2	横2	横2
横川目		<b>7:20</b>	<b>7:50</b>	<b>8:20</b>	<b>8:50</b>	<b>9:20</b>	<b>9:50</b>	<b>10:50</b>	<b>11:50</b>	<b>12:50</b>	<b>13:50</b>	<b>14:50</b>	<b>15:50</b>	<b>16:50</b>	<b>17:50</b>	<b>18:50</b>	<b>19:50</b>		
170 横川目駅前		7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51		
170 蛭川		7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51		
170 北上市役所和算庁舎前		7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51		
170 門神		7:22	7:52	8:22	8:52	9:22	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52	19:52		
170 駒込		7:23	7:53	8:23	8:53	9:23	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	19:53		
210 空塚		7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	19:54		
260 堅川目駅前		7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	19:54		
260 堅川目		7:25	7:55	8:25	8:55	9:25	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55	19:55		
300 二の台		7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	19:56		
300 上長沼		7:26	7:56	8:26															

岩手県交通 北上管内

# 横川目線 バス時刻表 (土曜・日曜・祝日用)

2023年10月1日運賃改定

横 2

北上駅前～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字～横川目

北上駅前(1e)→江釣子ショッピングセンター→藤根十文字→横川目							
北上駅前からの運賃(円)	系統番号	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2
	<b>北上駅前(1d)</b>	<b>8:00</b>	<b>10:30</b>	<b>12:30</b>	<b>14:30</b>	<b>16:30</b>	<b>18:00</b>
170	青柳町一丁目	8:01	10:31	12:31	14:31	16:31	18:01
170	諏訪町	8:02	10:32	12:32	14:32	16:32	18:02
170	花園町	8:03	10:33	12:33	14:33	16:33	18:03
170	花園町二丁目	8:04	10:34	12:34	14:34	16:34	18:04
<b>170</b>	<b>まちなかターミナル 本石町一丁目</b>	<b>8:05</b>	<b>10:35</b>	<b>12:35</b>	<b>14:35</b>	<b>16:35</b>	<b>18:05</b>
170	新穀町	8:06	10:36	12:36	14:36	16:36	18:06
220	専修大学北上高校前	8:07	10:37	12:37	14:37	16:37	18:07
220	鍛冶町一丁目	8:07	10:37	12:37	14:37	16:37	18:07
250	有田入口	8:08	10:38	12:38	14:38	16:38	18:08
310	鳥海柳	8:09	10:39	12:39	14:39	16:39	18:09
<b>320</b>	<b>江釣子 ショッピングセンター前</b>	<b>8:10</b>	<b>10:40</b>	<b>12:40</b>	<b>14:40</b>	<b>16:40</b>	<b>18:10</b>
320	土川	8:11	10:41	12:41	14:41	16:41	18:11
320	五条丸	8:12	10:42	12:42	14:42	16:42	18:12
320	江釣子中学校口	8:13	10:43	12:43	14:43	16:43	18:13
<b>320</b>	<b>江釣子駅前</b>	<b>8:14</b>	<b>10:44</b>	<b>12:44</b>	<b>14:44</b>	<b>16:44</b>	<b>18:14</b>
320	江釣子十文字	8:15	10:45	12:45	14:45	16:45	18:15
320	下宿	8:15	10:45	12:45	14:45	16:45	18:15
320	妻川	8:16	10:46	12:46	14:46	16:46	18:16
360	東大坊	8:17	10:47	12:47	14:47	16:47	18:17
360	大坊	8:18	10:48	12:48	14:48	16:48	18:18
370	佐野住宅入口	8:18	10:48	12:48	14:48	16:48	18:18
<b>380</b>	<b>藤根駅前</b>	<b>8:19</b>	<b>10:49</b>	<b>12:49</b>	<b>14:49</b>	<b>16:49</b>	<b>18:19</b>
380	野中	8:20	10:50	12:50	14:50	16:50	18:20
<b>380</b>	<b>藤根十文字</b>	<b>8:21</b>	<b>10:51</b>	<b>12:51</b>	<b>14:51</b>	<b>16:51</b>	<b>18:21</b>
410	東春木場	8:22	10:52	12:52	14:52	16:52	18:22
430	西春木場	8:23	10:53	12:53	14:53	16:53	18:23
430	上長沼	8:24	10:54	12:54	14:54	16:54	18:24
450	二の台	8:24	10:54	12:54	14:54	16:54	18:24
450	竪川目	8:25	10:55	12:55	14:55	16:55	18:25
<b>450</b>	<b>竪川目駅前</b>	<b>8:26</b>	<b>10:56</b>	<b>12:56</b>	<b>14:56</b>	<b>16:56</b>	<b>18:26</b>
460	空堰	8:26	10:56	12:56	14:56	16:56	18:26
470	駒込	8:27	10:57	12:57	14:57	16:57	18:27
500	門神	8:28	10:58	12:58	14:58	16:58	18:28
500	北上市役所和賀庁舎前	8:29	10:59	12:59	14:59	16:59	18:29
500	蛭川	8:29	10:59	12:59	14:59	16:59	18:29
500	横川目駅前	8:29	10:59	12:59	14:59	16:59	18:29
<b>500</b>	<b>横川目</b>	<b>8:30</b>	<b>11:00</b>	<b>13:00</b>	<b>15:00</b>	<b>17:00</b>	<b>18:30</b>

横川目→藤根十文字→江釣子ショッピングセンター→北上駅前							
横川目からの運賃(円)	系統番号	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2
	<b>横川目</b>	<b>7:50</b>	<b>9:50</b>	<b>11:50</b>	<b>13:50</b>	<b>15:50</b>	<b>17:50</b>
170	横川目駅前	7:51	9:51	11:51	13:51	15:51	17:51
170	蛭川	7:51	9:51	11:51	13:51	15:51	17:51
170	北上市役所和賀庁舎前	7:51	9:51	11:51	13:51	15:51	17:51
170	門神	7:52	9:52	11:52	13:52	15:52	17:52
170	駒込	7:53	9:53	11:53	13:53	15:53	17:53
210	空堰	7:54	9:54	11:54	13:54	15:54	17:54
<b>260</b>	<b>竪川目駅前</b>	<b>7:54</b>	<b>9:54</b>	<b>11:54</b>	<b>13:54</b>	<b>15:54</b>	<b>17:54</b>
260	竪川目	7:55	9:55	11:55	13:55	15:55	17:55
300	二の台	7:56	9:56	11:56	13:56	15:56	17:56
300	上長沼	7:56	9:56	11:56	13:56	15:56	17:56
310	西春木場	7:57	9:57	11:57	13:57	15:57	17:57
310	東春木場	7:58	9:58	11:58	13:58	15:58	17:58
<b>320</b>	<b>藤根十文字</b>	<b>7:59</b>	<b>9:59</b>	<b>11:59</b>	<b>13:59</b>	<b>15:59</b>	<b>17:59</b>
320	野中	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00
<b>320</b>	<b>藤根駅前</b>	<b>8:01</b>	<b>10:01</b>	<b>12:01</b>	<b>14:01</b>	<b>16:01</b>	<b>18:01</b>
320	佐野住宅入口	8:02	10:02	12:02	14:02	16:02	18:02
320	大坊	8:02	10:02	12:02	14:02	16:02	18:02
320	東大坊	8:03	10:03	12:03	14:03	16:03	18:03
350	妻川	8:04	10:04	12:04	14:04	16:04	18:04
350	下宿	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05	18:05
380	江釣子十文字	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05	18:05
<b>380</b>	<b>江釣子駅前</b>	<b>8:06</b>	<b>10:06</b>	<b>12:06</b>	<b>14:06</b>	<b>16:06</b>	<b>18:06</b>
380	江釣子中学校口	8:07	10:07	12:07	14:07	16:07	18:07
410	五条丸	8:08	10:08	12:08	14:08	16:08	18:08
410	土川	8:09	10:09	12:09	14:09	16:09	18:09
<b>430</b>	<b>江釣子 ショッピングセンター前</b>	<b>8:10</b>	<b>10:10</b>	<b>12:10</b>	<b>14:10</b>	<b>16:10</b>	<b>18:10</b>
430	鳥海柳	8:11	10:11	12:11	14:11	16:11	18:11
440	有田入口	8:12	10:12	12:12	14:12	16:12	18:12
450	鍛冶町一丁目	8:13	10:13	12:13	14:13	16:13	18:13
450	専修大学北上高校前	8:13	10:13	12:13	14:13	16:13	18:13
470	新穀町	8:14	10:14	12:14	14:14	16:14	18:14
<b>470</b>	<b>まちなかターミナル 本通り二丁目</b>	<b>8:15</b>	<b>10:15</b>	<b>12:15</b>	<b>14:15</b>	<b>16:15</b>	<b>18:15</b>
470	花園町二丁目	8:16	10:16	12:16	14:16	16:16	18:16
470	花園町	8:17	10:17	12:17	14:17	16:17	18:17
470	諏訪町	8:18	10:18	12:18	14:18	16:18	18:18
470	青柳町一丁目	8:19	10:19	12:19	14:19	16:19	18:19
<b>500</b>	<b>北上駅前</b>	<b>8:20</b>	<b>10:20</b>	<b>12:20</b>	<b>14:20</b>	<b>16:20</b>	<b>18:20</b>

お問い合わせは…

岩手県交通株式会社 北上営業所 TEL0197-66-3211

## 北上市地域公共交通会議財務規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、北上市地域公共交通会議規約第9条第1項に基づき北上市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (歳入歳出予算)

第2条 会議の歳入歳出予算（以下「予算」という。）は、負担金、補助金その他の収入をもって歳入とし、会議の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。
- 3 会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、会議の承認を得なければならない。

## (予算の補正等)

第3条 会議予算の補正を必要と認めるときは、会長がこれを処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により予算の補正を処分したときは、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
- 3 会長は、当該年度の予算を閉鎖してから翌年度の予算が承認されるまでの間における経費について、当該年度の予定繰越金の範囲内でこれを支払うことができる。

## (歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の科目は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の科目は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の科目を定めることができる。

## (出納及び現金の保管)

第5条 会議の出納は、会長が行う。

- 2 会議に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

## (出納員)

第6条 会長は、会議の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて、会議の出納その他の会計事務を行う。

## (収入及び支出の手続)

第7条 会議の予算に係る収入及び支出の手続は、北上市の例により、これを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに会議の決算を調製し、監事の監査に付した後、会議の承認を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の財務に関し必要な事項は、北上市の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月25日から施行する。
- 2 ただし、第2条第2項の規定は平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の科目

科	目
負担金	
補助金	
雑収入	
繰越金	

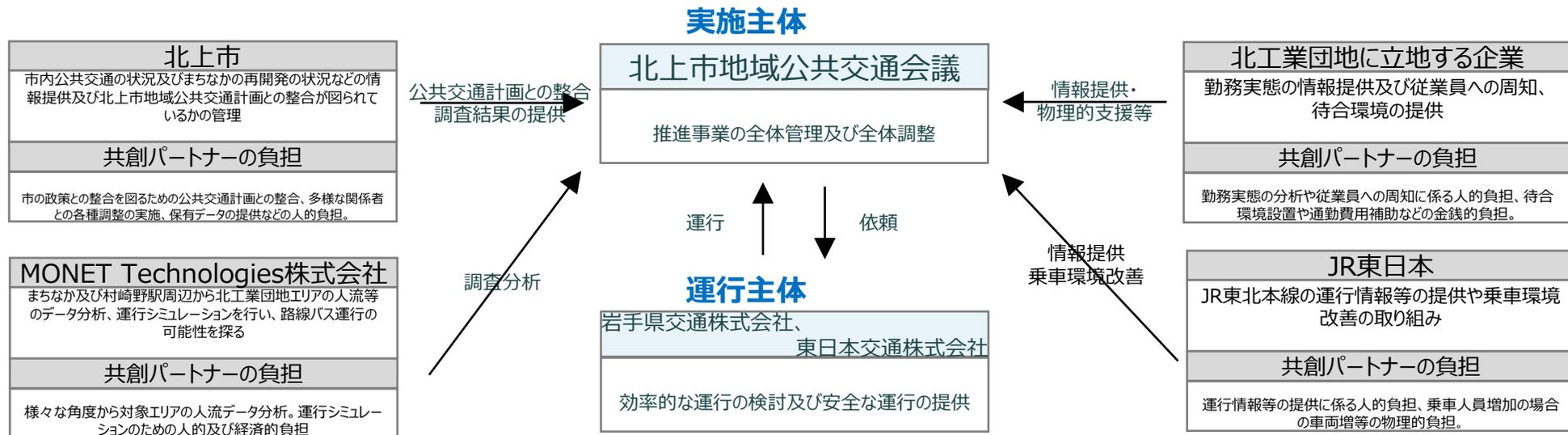
別表第2（第4条関係）

歳出予算の科目

科	目
謝礼	
旅費	
需用費	
役務費	
委託料	
使用料及び賃借料	
負担金及び補助金	
予備費	

# 北工業団地における企業及び地域との協働による移動の足の確保 (北上市地域公共交通会議)

## 事業の全体像・共創の仕組み



## 取組の概要

### (事業の概要)

○市において把握してきた各種公共交通の現状分析、MONET Technologies株式会社の人流等のデータ分析、立地企業の通勤等の現状分析等に係る情報の提供、運行事業者の情報などをもとに、運行主体やその他関係者との協議により、企業の安定的な需要を満しつつ、市内の交通空白を補完する路線バスのありかたを検討する。なお、既存の公共交通（JR東北本線など）との連携の可能性についても検討を行う。

### (地域の関係者との連携・協働)

○立地企業との連携により移動需要が正確にとらえられることが期待できるほか、JR東北本線との連携の可能性についても模索することで既存の公共交通の利用促進が期待されるほか、北工業団地に通勤しているまちなかの居住者の通勤負担軽減やまちなかでの利便性の高い位置へのバス停設置など住みよい環境づくりにもつながることが期待される。

### (地域公共交通ネットワークや既存交通との関係性)

○新たに多くの公共交通需要が見込まれるエリアに対し、既存の資源との連携や新規路線の運行等により、通勤以外の需要も取り込む可能性も含めて検討するほか、貸切バス等の供給負担軽減により、市の公共交通供給体制の確保も狙うものであり、市公共交通ネットワークへの大きな影響のある取り組みである。